

制限付き一般競争入札（事前審査型）

制限付き一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告します。

令和 6 年 4 月 1 日

佐世保市長 宮島 大典

1 入札に付する事項

- (1) 業務番号 6 戸住第 4 号
- (2) 業務名 佐世保市戸籍住民窓口業務
- (3) 契約期間 : 契約日から令和 11 年 9 月 30 日
履行期間 : 令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日
※契約日から令和 6 年 9 月 30 日までは引継ぎ・準備期間とし、委託料は発生しない
- (4) 業務概要 戸籍住民窓口課における各種届出書・請求書等の受付、証明書の交付、住所・戸籍異動に伴うデータ入力等を民間事業者へ委託し、安定的な窓口運営を行うもの
(詳細は別紙業務仕様書のとおりとする)
- (5) 審査方法 事前審査型

2 入札参加要件及び資格に関する事項

- (1) 次に掲げる資格要件をすべて満たしていること
 - ①法人登記日から 1 年以上が経過していること
 - ②法人市町村民税の滞納がないこと
 - ③消費税及び地方消費税に滞納がないこと
 - ④入札参加資格申請の提出期限の日及び入札期日以前 6 ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していないもの
 - ⑤ 会社更生法第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法第 21 条第 11 項の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け佐世保市建設工事・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書を再度提出し、受理された者を除く。)

- ⑥佐世保市業務委託・役務入札参加資格者名簿に登録があるもの
- ⑦佐世保市内に本社、本店を有する法人であること
- ⑧佐世保市と同等以上の人口規模（20万人以上）を有する地方公共団体において、戸籍法及び住民基本台帳法に基づく窓口業務及びデータ入力、証明出力等の内部事務に関する業務委託の受注実績（元請に限る）が累計で10年以上（※）あるもの
※同一自治体との契約年数の計（【例】A市との契約期間が計10年）または、複数自治体との契約年数の計（【例】B市【契約期間5年】+C市【契約期間5年】=10年）にて算定
- ⑨ISMS 認証（ISO/IEC27001(JIS Q 27001)）の取得、またはプライバシーマークの認証のあるもの
- ⑩本業務または類似の業務（※）における職務実績1年以上を有する従業者を、通常期（繁忙期以外の期間）の全従業者数の少なくとも半数以上配置することができるもの
※「類似の業務」とは、官公庁における窓口対応やデータ入力等の内部事務を示す
- ⑪執務場所に常駐し、本業務の履行に関し指揮監督する「現場管理者」については、本業務における職務実績7年以上を有すること（類似の業務は除く）。また、現場管理者が不在となる場合は、同等以上の職務経験を有する者が現場管理者の役割を果たせること。
- ⑫業務全体の統括者である「業務管理者」については、原則として市内に常駐し、通常時並びに緊急時に迅速に連絡を取ることが可能なこと

(2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できない。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人または未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しないものとする。
- ②本公告日から落札決定日までの間に、佐世保市が規定する指名停止等措置各要項に基づく指名停止の措置または佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要項に基づく指名除外の措置を受けている期間がある者。
- ③同人札に役員重複等の系列関係がある者。

3 最低制限価格

最低制限価格：無

4 入札保証金

佐世保市財務規則第169条第3号の規定により免除する。

5 契約保証金

契約金額の100分の10以上の現金又は保証を付さなければならない。ただし、佐世保市財務規則第144条の要件を満たす場合は、契約保証金を免除する。

6 仕様書・入札参加資格審査申請書等の配布の期間及び場所

- (1) 期間 公告の日から令和6年4月19日（金）まで
- (2) 場所 佐世保市ホームページ上に掲載する

7 入札参加資格審査申請

当該業務の入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、下記に示す申請期間及び提出場所に、入札参加資格審査申請書及びその添付書類を持参または郵送により提出し、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

- (1) 申請期間 公告の日から令和6年4月19日（金）17時00分まで
- (2) 提出場所 佐世保市戸籍住民窓口課（市役所本庁舎1階）
（佐世保市八幡町10番1号）

(3) 提出書類

- ①入札参加資格審査申請書（事前審査型）（本市指定様式）
- ②会社概要（本市指定：様式1）

【添付資料】会社概要が確認できるパンフレット等

- ③業務実施体制（本市指定：様式2 No.1 及び No.2）
- ④法人の印鑑証明書（法務局発行）
- ⑤法人市民税に滞納がない旨の証明書（本市発行）
- ⑥消費税及び地方消費税に滞納がない旨の証明書（税務署発行）

※「様式その3」または「様式その3の3」

（注）④～⑥においては、提出日から3か月以内のものに限る。写し可。

- ⑦佐世保市と同等以上の人口規模（20万人以上）を有する地方公共団体において、戸籍法及び住民基本台帳法に基づく窓口業務及びデータ入力、証明出力等の内部事務に関する業務を受託（累計10年以上）したことが確認できる書類（契約書等の写し等）
- ⑧ISMS認証（ISO/IEC27001(JIS Q 27001)）の取得、またはプライバシーマークの認証を受けていることが確認できる書類（認定書の写し）

(4) その他

- ①申請書類の作成及び郵送等に係る費用については、申請者の負担とする。
- ②提出された申請書類は返却しない。
- ③期限までに申請書類を提出しない者、又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。
- ④提出された申請書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

⑤申請書類に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

8 入札参加資格確認結果の通知

本市は提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その確認結果については、令和6年5月10日（金）を目途に、申請者へ電子メールにより通知する。なお、入札参加資格がないと認めた参加希望者には、その理由を記載する。

また、入札参加資格がないと認められた参加希望者については、その理由について本市に説明を求めることができる。

その場合は、令和6年5月15日（水）までに、別に指定する「入札参加資格がないと認めた理由の説明請求書」に必要事項を記載し、戸籍住民窓口課まで電子メールにて送信すること。

期日までにこの請求があった場合は、本市はこれに対し速やかに回答する。

9 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期限内に、別に指定する「質問書」に必要事項を記載し、下記に記載の連絡先に電子メールで送信すること。また、電子メールの件名は、「佐世保市戸籍住民窓口業務 質問書」とすること。

なお、質問を行うことができるのは、入札参加資格を有する者に限る。

また、質問書の回答は、令和6年5月24日（金）を目途に、市ホームページ上に掲載する。

- (1) 提出先 佐世保市戸籍住民窓口課 (koseki@city.sasebo.lg.jp)
- (2) 提出期限 令和6年5月17日（金）17時00分まで

10 入札参加の喪失

入札参加資格の審査後において、入札参加資格を有することについての通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該業務にかかる入札参加の資格を喪失する。

- (1) この公告に定める資格要件のいずれかを満たさないとき。
- (2) 制限付き一般競争入札参加資格申請書等について虚偽の記載をしたとき。

11 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年6月5日（水）10時00分
- (2) 場所 佐世保市役所（本庁）12階 第1入札室

12 入札の方法等

- (1) 当該入札に際しては、入札参加資格を有する者でなければ参加することができない。
- (2) 入札室に入室できるものは、各社2名までとする。

- (3) 入札書に記載する金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、業務委託期間（5年間）に係る費用の総額を算出すること。
- (4) 入札者は、消費税に係る課税事業者か免税事業者にあるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（消費税、地方消費税を除いた額、税抜価格）に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札は、入札書に必要事項を記入し、記名押印のうえ封緘して、指定の日時及び場所に本人または代理人が参加して自ら入札箱に投入しなければならない。
- (6) 入札は、1回につき1人1通に限る。
- (7) 入札者は、他の入札者の代理人となることはできない。
- (8) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- (9) 入札開始後に入札会場に到着した者は、入札に参加することができない。

13 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

14 入札の無効

- (1) 佐世保市財務規則第170条に該当する入札は無効とする。
- (2) その他、戸籍住民窓口課が仕様書等に示した方法以外で入札した場合は、その入札書は無効とし、入札者は失格とする。

15 入札書の撤回等

入札者は、その提出した書類の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

16 落札者の決定

落札者は次の要領にて決定する。

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。この場合において同額の入札をした業者が2者以上あるときは、くじにて落札者を決定する。
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札額とする。
- (2) 落札者が決定しない場合は、直ちに再度入札を行い、再度入札における入札回数は2回までとする。
- (3) 再度入札により落札者が決定しない場合は、最低価格で入札をした者から1回に限り見積書を徴し、随意契約を行う。
- (4) 同額により、くじになった場合の決定方法は、「佐世保市業務委託の契約事務に関する

る基幹要綱」第 19 条に基づき、入札書の「くじ番号」欄に記載された数値を基に次の方法にて決定する。

入札に参加する者は、同額となった場合に備え、あらかじめ「くじ番号」欄に「001」～「999」までの任意の 3 桁の数値を記入しておくこと。

ア 同額となった入札書の受付け日時順に「00」から順に番号を付番する。

イ 同額の入札書に記載してある「くじ番号」の数値を合計する

ウ 上記数値を同額となった入札書の数で割り、余りの数値を算出する。

エ 「付番数値」が「余りの数値」と合致する業者に決定する。

※くじ引きに移行した場合で、同額となる入札書に数値を記入していなかった場合は、「000」を記入したものとみなす。

(5) 落札者については、落札者の決定と同時に入札会場にて口頭で周知する。

17 契約の締結

契約の締結は、佐世保市財務規則（昭和 44 年規則第 9 号）、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱（佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱）等の関係法令規則及び要綱等の基準による。

18 その他の事項

(1) 本入札に関し、違法となる不正行為及び社会的不信を招くような不誠実な行為は絶対に行わないこと。

落札者が契約締結の日までに佐世保市から指名停止、指名除外又は入札参加規制の措置を受けた場合は、本契約を締結しない。

(2) 入札内容等については、佐世保市ホームページ上で「応札者数」、「落札者名」、「落札金額」を公表するものとする。

19 問い合わせ先

佐世保市市民生活部戸籍住民窓口課

〒857-8585 佐世保市八幡町 1-10

電話：0956-2424-1111（内線 2112）担当：森山

F A X：0956-37-6133

メール：koseki@city.sasebo.lg.jp（戸籍住民窓口課）

以 上